



「特定健診受診のお願い」を送付します



【ご注意ください！】

①当組合で実施している健康診断は、1年度1回（4月～翌年3月）の受診です。

②生活習慣病予防健診（B区分、C3区分、D2区分）、総合健診（日帰り人間ドック）、特定健診（E区分）を今年度中に受診予定の方、または受診済の方は、特定健診の申込みおよび受診することはできません。

※すでに生活習慣病予防健診、総合健診（日帰り人間ドック）および特定健診を受診済みの方は、申込みは、行き違いですのでご了承ください。

※この中々またははがきにて送付いたします。

新着はがき

料金後納郵便

〒103-8465
東京都中央区東日本橋3-10-4

ケンシン タワ 様

【特定健診受診のお願い】

＜お問合せ＞

東京実業健康保険組合 健康管理課
〒103-8465
東京都中央区東日本橋3-10-4
電話番号：03-3663-1361

今回のご案内は、令和6年4月から令和6年10月末日までに健診を受けていない、または、当組合の契約健診（医療）機関以外で受診し、まだ結果のご提出をいただけていない40歳から74歳の被扶養者の方を対象に送付いたします。お手元に通知が届いた方は、ご自身の健康状態を把握するためにも年に1度の特定健診を受診していただきますよう、お願いいたします。

【特定健診受診しましょう】

当組合では、糖尿病、高脂血症、高血圧などの「生活習慣病の予防」を目的として特定健診を実施しています。

受診期限が令和7年3月31日までと迫っております！

年度末は健診機関も混みあい、予約がなかなか取れない状況となるのが予想されますので、早めのご予約をお勧めいたします。

＜ご案内は＞

令和6年10月31日現在、令和6年度の健康診断を受診していない40歳以上（令和7年3月末現在）の被扶養者の方を対象に送付しています。

特定健診について	
費用	1,500円
主な検査項目	問診票、身体計測、血圧測定、糖質、脂質の検査（身体脂肪）、血液検査（脂質検査、血糖検査、肝機能検査）

【特定健診受診までの流れ】

1. 受診券をご用意ください。受診券は、**令和6年6月**にご自宅宛に送付しております。
★受診券が無い場合は、問合せ先までご連絡ください。
2. 受診券ハガキに記載の契約健診（医療）機関から、希望する契約健診（医療）機関に直接電話にて予約してください。
3. 受診当日は「受診券」「健康保険証等」を持参してください。

毎年、必ず受診して、**ご自身の健康状態をチェックしましょう！**

当組合の契約健診（医療）機関以外で特定健診を受診した方へ

パート先等で特定健診の検査項目を含む健康診断を受けた方は、「健診結果のコピー」と「特定健診質問票」を当組合へご提出ください。ご協力をお願いします。

※特定健診質問票は、当組合ホームページよりダウンロードできます。

※ハガキはイメージです



特定健診「集合契約Aタイプ」について

特定健診「集合契約Aタイプ」は受診に必要な【受診券】を送付しておりますので、今回お送りしましたハガキの【特定健診受診までの流れ】に沿って、ご予約のうえご受診ください。

※自己負担額は1,500円（消費税込）です。

※受診券の有効期限は令和7年3月31日までとなります。

※受診券再発行等の場合は、健康管理課までご連絡ください。

その他の健診として、生活習慣病予防健診（B、D2区分）、総合健診（日帰り人間ドック）もごございますので、当組合ホームページでご確認ください。

また、パート先など、当組合で実施している健診以外で特定健診の検査項目を含む健診を受診した40歳以上の被扶養者の方は、「健康診断結果表」のコピーと、特定健診「質問票」を健康管理課へご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

問合せ

東京実業健康保険組合 健康管理課 〒103-8465 東京都中央区東日本橋 3-10-4
TEL 03-3663-1361（代） FAX 03-3663-1510

